

三番瀬問題特別委員会の審査結果報告要旨

1. 市川塩浜地区の護岸整備について

- (1) 市川市塩浜二丁目、三丁目地区の護岸整備については、周辺住民への安全確保を最優先に、事業の早期完成を図ること。
- (2) 市川市塩浜一丁目の護岸整備については、地元市と十分に協議すること。
- (3) 自然環境等への影響をモニタリングし事業を実施すること。

なお、一部委員より、現在進められている護岸工事は、生態系への影響が少なくないため、工事計画について再検討を行うこととの意見もあった。

2. 江戸川第一終末処理場について

- (1) 計画予定地に堆積されている土砂については、土壌調査を実施しながら、事業を行うこと。

3. 三番瀬再生計画について

- (1) 再生計画案の内容を県民が判断できるよう、必要に応じ計画案に事業の予定及び事業費を記載すること。
- (2) 多様な底質環境の再生については、再生計画案第2章第4節の水・底質環境の目標を基本にさまざまな検討を行うこと。

なお、次のような意見のあったことを申し添える。

- (1) 再生計画案には第二東京湾岸道路の計画が将来あり得る旨を記載するよう検討すること。
- (2) 三番瀬の再生は、円卓会議からの提言に記載されている「海域をこれ以上狭めないことを原則として」を守った上で進めること。

4. 三番瀬海域における漁業補償について

- (1) 市川市行徳漁業協同組合に係る転業準備資金問題の早期解決を図ること。
- (2) 南行徳漁業協同組合に対する影響補償について、早期解決を図ること。

なお、一部委員より、いわゆる転業準備資金問題については、千葉地裁判決でも県が

進めた三者合意に瑕疵があるとの判断が確定しており、その解決に当たって県民の合意を得るためには、「なぜ瑕疵が生じたのか」について、その責任と要因を明らかにすることが欠かせない条件であるとの意見もあった。

5. 三番瀬の漁業の振興について

- (1) 漁場再生検討委員会の意見を尊重し漁場再生に当たること。
- (2) 漁場の再生に関しては、目標の早期実現に向け、できることから進めること。

なお、次のような意見のあったことを申し添える。

- (1) 流れづくりや覆砂などの漁場再生の取り組みについて、早期に具体化すべきであること。
- (2) 現在の自然環境を保全し生物多様性を生かしていくことの観点から、流れづくりや覆砂などの漁場再生の取り組みについては、慎重に対応すべきであること。

6. 第二東京湾岸道路について

次のような意見があった。

- (1) 第二東京湾岸道路については、湾岸地域における慢性的な交通混雑の抜本的な解消を図るため、早期事業着手すること。
- (2) 第二東京湾岸道路について、国と協力し用地を確保すること。

なお、一部委員より、第二東京湾岸道路の計画は、東京千葉間臨海部の交通量が減少してきていることを踏まえ、人口・環境問題等総合的な観点から中止を含め検討することとの意見もあった。

7. ラムサール条約の登録について

- (1) 三番瀬のラムサール条約への登録に当たっては地元市をはじめとする関係者と十分協議をすること。

なお、次のような意見があったことを申し添える。

- (1) 三番瀬のラムサール条約への登録を早期に行うよう検討すること。

8. 三番瀬再生計画（事業計画）素案について

- (1) 再生事業の実施に当たっては、地元市や漁業者など関係者の理解と協力を得て進めること。

(2) 猫実川河口域の泥干潟については評価が分かれているので、科学的知見を踏まえた検討を進めること。

なお、次のような意見があったことを申し添える。

- (1) 湿地再生など陸側での自然再生について、関係市と協議して取り組むこと。
- (2) 三番瀬の再生・保全・利用のための条例については、知事の任期中に提案すること。

なお、一部委員より、猫実川河口域の泥干潟については、補足調査の結果や円卓会議の提言でも、保全すべき場所とされており、これを前提に進めることとの意見もあった。

以上、項目別に提言等を述べたが、三番瀬問題は複数の部局にまたがるさまざまな課題を有することや各項目が複雑に絡み合う事案であることから、当特別委員会として三番瀬問題解決への着手順序について、次のような意見があった。

- (1) 短期間による転業準備資金等の漁業補償問題の解決。
- (2) 緊急を要する市川市塩浜二、三丁目の護岸整備の推進並びに同一丁目護岸の整備主体の決定と早期着手の要望。
- (3) 漁場の再生整備と海の再生。
- (4) 第二東京湾岸道路の国との協力による用地の確保。
- (5) 三番瀬海域のラムサール条約への登録の検討。
- (6) 三番瀬保全条例の検討。

なお、後日委員会で一部委員より、着手順序については本調査報告に載せるべきではないと言う意見もあった。

終わりに、当特別委員会は、複雑な事案の性質上、問題解決への第一歩として考え方を示すものであるが、実際の措置に当たっては、これらの考え方を踏まえ、具体的に妥当な方法をさらに検討すべきである。